

議案第87号

石垣市大浜地区歴史遺産広場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、市民や観光客等(以下「利用者」という。)の利用に供するため、大浜地区歴史遺産広場(以下「歴史遺産広場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 歴史遺産広場は、国指定史跡フルスト原遺跡の見学及び大浜地区に点在する歴史遺産等を散策するための拠点となる公共施設として、利用者の活用に供することを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大浜地区歴史遺産広場	石垣市宇大浜カンド原1290番1、同1291番1、同1291番3及び同1291番4

(設置及び管理)

第4条 歴史遺産広場に次に掲げる施設を設置し、石垣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

- (1) 駐車場
- (2) トイレ
- (3) 東屋
- (4) 芝生広場

2 教育長は、歴史遺産広場の設置目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、その管理の一部又は全部を委託することができる。

(利用目的)

第5条 利用者は、歴史遺産広場を国指定史跡フルスト原遺跡の見学及び大浜地区に点在する歴史遺産等を散策するための拠点として利用することができる。

2 利用者は、前項に掲げる目的以外で歴史遺産広場を利用しようとするときは、教育長の許可を受けなければならない。

(利用時間)

第6条 歴史遺産広場の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の制限、禁止)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、歴史遺産広場の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 歴史遺産広場の施設、附属設備等が破損し、修理を必要とするとき。
- (2) 環境衛生上、使用不相当と認めるとき。
- (3) その他、歴史遺産広場の管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第8条 歴史遺産広場を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の利用者や地域住民の迷惑になるような行為をしないこと。
- (3) 火気を使用し、又は危険を引き起こす行為をしないこと。
- (4) 騒音等を発し暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 営利目的の張り紙又は張り札をし、広告する行為をしないこと。
- (6) その他、歴史遺産広場の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(損害賠償等)

第9条 歴史遺産広場を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月4日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

地方自治法第244条の2の規定に基づき、石垣市大浜地区歴史遺産広場の設置及び管理について条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。